

社会福祉法人 嬉野市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 社会福祉法人嬉野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及び委員会委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が職務のため出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。
2 旅費の種類及び旅費の額は、本会役員及び職員等の旅費に関する規程の例による。

(支給方法)

第4条 役員等の報酬及び費用弁償は、その日数等に応じ、適宜支給する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成29年 6 月 27日から施行する。

別 表

区 分	報酬の額	旅費の額
役員（理事・監事）	日 額 5, 0 0 0 円	行政職 2 級以上の職員にあたる者の規定に準ずる。
評議員	日 額 5, 0 0 0 円	
その他委員	日 額 3, 0 0 0 円	